

離島等供給約款等 見直しの概要

1. 料金単価の見直し（離島等供給約款のみ）

主な料金メニューの見直し影響額（モデル試算）は以下のとおりです。
その他の料金メニューの電気料金単価は当社ホームページでご案内します。

契約種別	モデル	現行料金 (円)	見直し後料金 (円)	見直し影響額 (円)
従量電灯A	電力量：260kWh	7,117円	7,144円	+27円
従量電灯B	契約電力：15kVA 電力量：1,950kWh	60,176円	60,261円	+85円
低圧電力	契約電力：8kW 電力量：560kWh	18,278円	18,305円	+27円
深夜電力B	契約電力：4kW 電力量：300kWh	7,589円	7,635円	+46円
ファミリータイム [プランⅡ]	契約電力：10kVA 電力量：530kWh	14,908円	14,965円	+57円

※ 現行料金は、2023年6月1日実施の離島等供給約款の料金単価に基づくモデル。

料金には、現行料金と見直し後料金のいずれにおいても、消費税等相当額、燃料費等調整額（本年4月分、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による特別措置〔3.50円/kWh〕を含む）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（1.40円/kWh）を含む。

見直し後の料金は、基本料金（最低料金）が引き上げ、電力量料金が引き下げとなるため、お客さまの電気のご使用状況により、影響額は異なる。

なお、本年4月分料金に適用する燃料費等調整単価は、本年2月28日に、見直し前の離島等供給約款に基づき算定した単価を公表しているが、燃料費等調整単価の算定諸元は今回の見直しでは変更しないため、見直し後（4月1日以降）の料金にも見直し前の料金に適用する単価と同一の単価を適用する。

2. 料金以外の供給条件の見直し

本年4月1日に実施する託送供給等約款の供給条件等に合わせて、発電側託送料金に係るお客さまの情報の取り扱い（離島等供給約款、電気最終保障供給約款）、契約に係る事項（離島等供給約款、電気最終保障供給約款、再生可能エネルギー電気卸供給約款）について新たに規定します。